

令和3年度取組の成果公表について

1 成果の公表について

三重県自転車活用推進計画（以下「計画」という。）は、期間を4年間（令和2年度～5年度）とし、県の自転車活用の推進に向けた施策の方向性と、その着実な実施のため講ずべき措置を定めるものです。この計画では、施策の推進を図りながら、自転車活用推進協議会において成果の検証を行い公表するとともに、それぞれの取組を磨き上げていくこととしており、今回、令和3年度における成果について、施策の実施状況を公表します。

2 令和3年度の進捗状況と今後の取組について

<目標1：自転車を活用した地域の観光魅力づくり>

【進捗確認項目】

- ・太平洋岸自転車道における環境整備状況：矢羽根^{やばね}の整備延長 193.4km

※計画延長 193.4km(県管理道路分)

太平洋岸自転車道にかかる走行環境整備などの取組を進めた結果、令和3年5月にナショナルサイクルルートに指定されました。

- ・シェアサイクルの導入数：2件（累計：津市、熊野市観光公社において導入）

【今後の取組】

関係機関で連携し、サイクリング環境の質の向上に努めていきます。

<目標2：サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり>

【進捗確認項目】

- ・県民の自転車利用状況、通勤時の利用状況：利用率42%、自転車通勤16%
※e-モニターアンケート結果（令和3年10月）

- ・「ツアー・オブ・ジャパンいなべステージ」や「TOUR de 熊野」の観戦者数
新型コロナウイルス感染症の影響による開催中止のため、実績はありませんでした。

【今後の取組】

県民の自転車活用の状況を確認するとともに、引き続き自転車通勤をはじめとする自転車活用の推進に向けて啓発を行います。

<目標3：自転車を安全に安心して利用できるまちづくり>

【進捗確認項目】

- ・自転車関連事故死者数：10人（令和3年中）
- ・交通安全教室等の交通安全に関する周知啓発の実施状況：120回 15,587人
- ・市町の自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定数：
計画策定市町なし（累計）

自転車の安全な通行環境の実現に向け「三重県交通安全条例」を施行し、令和3年10月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となりました。

【今後の取組】

広く県民に三重県交通安全条例の周知を図り、自転車の安全利用を呼びかけるとともに、市町の自転車活用推進計画の策定を支援していきます。